

各位

平成 26 年 2 月 21 日

会社名三菱自動車工業株式会社代表者名取締役社長 益 子 修コート番号7211 東証第1部

問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長

黒井義博

(Tel. 03-6852-4206)

## 第三者割当増資における発行新株式数の確定に関するお知らせ

平成 26 年1月7日開催の当社取締役会において、公募による新株式発行及び当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)と同時に決議いたしました第三者割当による新株式発行に関し、割当先より発行予定株式数の一部につき申込みを行う旨通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発 行 新 株 式 数

20,419,700 株

(発行予定株式数 23,250,000株)

2. 払込金額の総額

22,870,064,000 円

(1株につき 1,120円)

3. 増加する資本金及び(注)

増加する資本金の額

11, 435, 032, 000 円

資本準備金の額

増加する資本準備金の額 11

11, 435, 032, 000 円

4. 申込期間(申込期日)

平成26年2月24日(月)

5. 払 込 期 日

平成26年2月25日(火)

6. 割 当 先

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(注) 払込期日(平成 26 年 2 月 25 日)と同日付にて、当該増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額を減少させることを決議しております。

## くご参考>

1. 上記の第三者割当増資は、平成 26 年1月7日開催の当社取締役会において公募による新株式発行及び当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)と同時に決議されたものであります。

当該第三者割当増資の内容等については、平成26年1月7日付けプレスリリース「「新株式発行及び株式売出し」並びに「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ」及び平成26年1月22日付けプレスリリース「「発行価格及び売出価格等の決定」並びに「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ」をご参照下さい。

ご注意: この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社(以下「当社」という。)の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 今回の第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	普通株式	840,643,974 株
(平成 26 年1月 31 日現在)	第1回A種優先株式	42,200 株
	第1回G種優先株式	130,000 株
	第2回G種優先株式	168, 393 株
	第3回G種優先株式	10,200 株
	第4回G種優先株式	30,000 株
	合 計	841,024,767 株
第三者割当増資による増加株式数	普通株式	20,419,700 株
第三者割当増資後の発行済株式総数	普通株式	861,063,674 株
	第1回A種優先株式	42,200 株
	第1回G種優先株式	130,000 株
	第2回G種優先株式	168, 393 株
	第3回G種優先株式	10,200 株
	第4回G種優先株式	30,000 株
	合 計	861, 444, 467 株
the same of the sa	and the second s	

(注)上記の第三者割当増資の払込期日(平成26年2月25日)後遅滞なく、優先株式の普通株式 への転換及び優先株式の取得・消却が実施されることが予定されているため、各回号の優先 株式の当該第三者割当増資後の発行済株式総数は、変動いたします。

## 3. 第三者割当増資による調達資金の使途

上記の第三者割当増資による手取概算額 21,813,064,000 円については、当該第三者割当増資と同日付をもって当社取締役会で決議された公募による新株式発行の手取概算額 232,254,000,000 円と合わせ、手取概算額合計 254,067,064,000 円について、2,100 億円を上限の目途として平成 26 年 3 月末日までに当社優先株式を取得するための資金に充当し、残額が生じた場合には平成 28 年 3 月末日までに当社の設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、上記の当社優先株式を取得するための資金として充当する上限の目途とした金額に関する事項並びに設備投資の概要及び設備投資計画の内容等の詳細につきましては、平成26年1月7日付けプレスリリース「「新株式発行及び株式売出し」並びに「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上

ご注意: この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社(以下「当社」という。)の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。